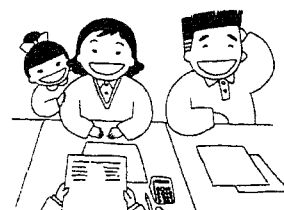


申告相談日程表 (時間・午前9時30分～午後4時)

地区	会場	期日	対象地区
盛里	盛里公民館	2月16日(火)	盛里地区全域
宝	宝公民館	2月17日(水)	金井・中津森・下大幡
宝	上大幡公民館	2月18日(木)	上大幡・高畑
宝	田野倉公民館	2月19日(金)	田野倉
禾生	小形山集会所	2月22日(月)	小形山・大原
所得税申告相談	市役所大会議室	2月23日(火)	※税務署出張申告相談
禾生	四日市場公民館	2月24日(水)	四日市場・月見ヶ丘
禾生	都留市農協禾生支所	2月25日(木)	古川渡・井倉・川茂
禾生	鹿留公民館	2月26日(金)	古渡・沖・宮下
東桂	上夏狩公民館	3月1日(月)	上夏狩・下夏狩
東桂	十日市場自治会館	3月2日(火)	十日市場
東桂	境公民館	3月2日(火)	境
三吉	農村環境改善センター	3月3日(水)	桂町・蒼竜峽
三吉	玉川公民館	3月4日(木)	三吉地区全域
田原・川棚	市役所第二会議室	3月4日(木)	田原一丁目・四丁目・川棚
上谷	市役所第二会議室	3月5日(金)	上谷一丁目・六丁目・上谷
開地	大津公民館	3月8日(月)	開地地区全域
下谷・羽根子	市役所第二会議室	3月9日(火)	中央一丁目・四丁目・つる一丁目・二丁目
下谷・羽根子	市役所第二会議室	3月10日(水)	つる三丁目・五丁目・下谷一丁目・四丁目・羽根子・下谷
市内全地区	市役所第二会議室	3月11日(木)	地区の指定日に相談を受けなかった方
市内全地区	市役所第二会議室	3月12日(金)	地区の指定日に相談を受けなかった方
市内全地区	市役所第二会議室	3月15日(月)	地区の指定日に相談を受けなかった方



市民税・県民税の申告は

2月16日～3月15日

申告は、忘れず・お早めに!!

市県民税の申告期間は二月十六日から三月十五日までです。申告は、所得証明書および納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。なお、各地区により、申告していただく日程が違いますので、別表をご覧くださいの上、申告相談されますようお願い申し上げます。

申告をしていただく人



- ・平成四年中に所得があつて、平成五年一月一日現在、都留市に住民登録のある人、または都留市内に居住している人で、次に該当する人
- ・あなたの扶養にもなっていない方
- ・世帯でどなたも申告されていない方については必ず申告してください。
- 1 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあった人
- 2 給与のほかに所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
- 3 給与所得のみの人で次に該当する人
 - ①勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない人
 - ②雑損控除・医療費控除を受けられる人
- 4 平成四年中に退職した人
- 5 その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

申告のときにお持ちいただくもの

- 1 印鑑・ハガキ・(相談日を通知したハガキ)
 - *ハガキが届かなくても申告義務があると思われる人は、申告相談日程表をご覧のうえ最寄りの申告会場においでください。
 - 2 平成四年中(一月一日から十二月三十一日まで)の所得がわかるもの。
 - ①給与所得者は給与支払報告書(すでに事業主が税務課の方に提出している人は除く)または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)
 - ②営業所得者、不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は耕作した田・畑の作付面積。(収入金課税方式で所得金額を計算する種目は養蚕・果樹・しいたけ・畜産等ですが、これらは収支明細書が必要です。)
 - ③生命保険料・個人年金保険料の支払証明書
 - ④医療費の領収書、保険などで補てんされた額がわかるもの。
 - ⑤学生は、学生証明書が在学証明書
- 不明の点はご遠慮なくご連絡ください。
税務課市民税係
内線171・172番まで